

豊前市職員措置請求に係る監査結果

平成25年12月19日

豊前市監査委員

第1 請求の受付

1. 請求書の收受

平成25年11月13日

2. 請求人

(略)

3. 請求の要旨

平成25年7月30日の福岡高等裁判所第1民事部において、豊前市に対し33万円及び平成23年12月20日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うよう判決が下り、その後確定した。

これは、元課長が平成20年から平成21年におこなった故意による人格権の侵害（誹謗中傷、名誉毀損等の不法行為）に対し、国家賠償法1条第1項により賠償責任を市が負う事となったものである。国家賠償法1条2項において「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する」とあり、元課長は豊前市の損害を補填すべくこれを返還する責任がある。よって豊前市は、損害を元課長に請求する義務が生じているが、豊前市総務課に質問したところ求償行為はおこなわないとの事であった。求償をおこなわないとすれば、市に359,202円（平成25年9月26日支払い済み）の損害が発生するため、豊前市に対し元課長に損害部分の求償をおこなうよう求めるものである。

4. 事実証明書

福岡高等裁判所平成25年7月30日判決（判決文は省略）

5. 請求の要件審査

本件監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1. 監査の対象事項

本件監査請求に係る監査対象事項は、豊前市職員措置請求書に記載されている事項に基づき、次のとおりとする。

豊前市は、元課長に対して請求人主張の国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第2項の求償権（359,202円）を行使しないことが、財産の管理を

怠る事実が該当するか否かについてであるとともに、本件怠る事実について生じた損害額の求償を求めるものである。

2. 監査対象課

総務課

3. 関係職員及び請求人の陳述の聴取

(1) 平成25年12月3日に監査委員室において、関係職員から陳述の聴取を行った。

陳述人：総務課長

市が求償権不行使の理由は4. 事実関係の確認 (3) のとおりであり、求償権不行使については、請求人の問い合わせにより、平成25年10月25日に回答した。

(2) 法第242条第6項の規定に基づき、平成25年12月4日に監査委員室において、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、新たな証拠の提出はなく、求償権を行使しないことを知ったのは10月25日である。

4. 事実関係の確認

請求書、同補正書、請求人陳述及び関係課提出書類、関係職員の意見聴取の結果、事実関係を次のとおり確認した。

(1) 平成25年7月30日判決の損害賠償請求控訴事件において、豊前市は国家賠償法に基づき賠償責任を負い、平成25年9月26日に損害賠償金359,202円を支払った。

(2) 平成25年7月30日判決文により「元課長の言動は（中略）国家賠償法上違法であり、元課長の故意による控訴人の人格権侵害であるから、被控訴人は控訴人に対し損害賠償の義務を負うものである。」とのことから、国家賠償法第1条第2項に該当し市は、求償権を有することを確認した。

(3) 平成25年7月30日判決の損害賠償請求控訴事件の判決による損害賠償金の求償権について、①法の趣旨から求償権の行使を故意又は重大な過失に限っているのは、求償権の行使が公務員の職務の円滑な運営に支障をきたすことを懸念するためのものである。本件における求償権の行使は、業務命令や指導監督する管理職の萎縮につながるなど職務の円滑な運営に支障をきたすこと。②国家賠償法1条2項に基づく求償権は、わが国では、ほとんど行われておらず、この求償権の行使に基づく訴訟についての判例も皆無の状況にあること。③市としては、元課長に故意又は過失

がないとして裁判で争ってきた中で、市が敗訴した後になって、故意又は重大な過失があったとして求償することは困難と判断すること。の3点の理由から平成25年8月5日付けにて求償権の行使は行わない旨決定した。

5. 監査中における損害賠償金収入の確認

本件監査期間中、平成25年12月12日、監査対象課である総務課より、住民監査請求に係る監査に伴う追加資料（平成25年12月3日以降）が提出され、受理する。

追加資料によれば、かねてより求償権の対象者である元課長から「迷惑をかけたので、費用を支払いたい」との申し出があり、平成25年12月10日362,942円を損害賠償相当額として受け入れている。

(1) 納入済通知書

領収日	平成25年12月10日
金額	362,942円
	損害賠償金 330,000円
	遅延利息 29,202円(平成23年12月20日から平成25年9月26日)
	遅延利息 3,740円(平成25年9月26日から平成25年12月10日)
納入者	元課長
摘要	事件番号平成25年(ネ)第381号損害賠償請求控訴事件 判決の損害賠償金相当額
会計	一般会計 19款 諸収入 04 雑入

以上、損害賠償金相当額の受入れがされていることを関係書類により確認した。

第3 監査の結果

1. 判断

本件監査請求について、監査委員合議の上、次のとおり決定した。
本件請求は、措置請求に理由がなくなったものと判断し、棄却する。

2. 判断理由

平成25年11月13日、豊前市職員措置請求書を収受してから、調査対象課である総務課より関係書類の提出を求め、請求人及び総務課の陳述を経て、本件請求事項について監査中、平成25年12月12日、総務課より、元課長から損害賠償額に相当する額について支払いたいことの申し出があり、平成25年12月10日362,942円受入れしたとの追加資料が提出された。その事実を確認し

た結果、本件に係る市の損害額は全額補填されており、市の損害額は解消されたことにより、本件監査請求は理由がなくなったものとして棄却する。